

(第1条関係)寒川町職員の定年等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(加える)	目次
	第1章 総則(第1条)
	第2章 定年制度(第2条―第5条)
	第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)
	第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)
	第5章 雑則(第14条)
	附則
(加える)	第1章 総則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号 _____)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 _____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(加える)	第2章 定年制度
第2条 (略)	第2条 (略)
(定年)	(定年)
第3条 職員の定年は、年齢 <u>60年</u> とする。 (定年による退職の特例)	第3条 職員の定年は、年齢 <u>65年</u> とする。 (定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> _____	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由がある _____ と認める場合は、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)</u> を延長した職員であって、定年

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認めるときは、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 _____

_____ の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければなら

退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければなら

4 任命権者は_____

第5条 (略)

第5条 (略)

る職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により

生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階

の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の

措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(加える)

(委任)

第6条 (略)

(制定附則)

附 則

1・2 (略)

(加える)

(委任)

第14条 (略)

(制定附則)

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日

	<u>経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u>
--	--

(第2条関係)寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法律</u>により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</u> (2) 非常勤職員<u>(地方公務員法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u> (3) 地方公務員法 _____ 第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) 寒川町職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第22号 _____)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員	第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法令</u>により任期を定めて任用される職員 _____ _____ _____ _____ (2) 非常勤職員 _____ _____ _____ (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) 寒川町職員の定年等に関する条例(昭和59年寒川町条例第22号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(加える) (5) (略) 3 (略) ～略～ (職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第4号)第19条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。第8条において同じ。)を公務とみなす。 ～略～	(5) <u>寒川町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) (略) 3 (略) ～略～ (職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第19条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。第8条において同じ。)を公務とみなす。 ～略～
---	--

(第3条関係)寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略) ～略～	～略～ (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略) ～略～

(第4条関係)寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第28条第3項及び第4項の規定により</u>、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (加える)	<u>寒川町職員の分限に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき</u>、職員の意に反する降任、免職、<u>休職、降給及び</u><u>職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (降給の種類) 第2条 <u>降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。))第4条の行政職給料表をいう。))の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)</u>及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。以下同じ。)<u>並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。))とする。</u> (降格の事由) 第3条 <u>任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実</u>

に基づき、公正に判断して決定するものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能である

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合 _____

_____において、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 (略)

第4条 (略)

2 休職者は、休職の期間中別に寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)で定める場合のほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第5条・第6条 (略)

(制定附則)

附 則

— (略)

(加える)

と認められる場合であって、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお、勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第5条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条第1号イに該当するものとして職員を降格する場合において、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第6条 (略)

第7条 (略)

2 休職者は、休職の期間中別に給与条例 _____で定める場合のほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第8条・第9条 (略)

(制定附則)

附 則

1 (略)

2 給与条例附則第19項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに給与条例附則第19項の規定による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、給与条例附則第19項の規定による降給の場合には、適用しない。

時間を除き、4週間を超えない期間につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内で、任命権者が定める。

(1) 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員 1週間当たり15時間30分から31時間まで

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員 1週間当たり19時間20分まで

(加える)

3 任命権者は、職務の特殊性その他の理由により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、町長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週

時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

(削る)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 任命権者は、職務の特殊性その他の理由により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、町長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週

間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定しなければならない。ただし、職務の特殊性その他の理由により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定することが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設定する場合には、この限りでない。 ～略～ （年次休暇） 第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）（略） 2・3 （略） ～略～	間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定しなければならない。ただし、職務の特殊性その他の理由により、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設定することが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設定する場合には、この限りでない。 ～略～ （年次休暇） 第12条 年次休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）（略） 2・3 （略） ～略～
--	---

（第7条関係）寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 （略） （育児休業をすることができない職員）	第1条 （略） （育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(加える)

(3) (略)

(4) (略)

～略～

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(加える)

～略～

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 寒川町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) (略)

(5) (略)

～略～

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 寒川町職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

～略～

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)			(略)		
第5条第11項	と す る	に、算出率を乗じて得た額とする	(削る)		
(略)			(略)		
第9条第3項第2号	再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 — — —	地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)	第9条第3項第2号	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
(略)			(略)		
第12条第4項	再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 — — — 又 は	育児短時間勤務職員	第12条第4項	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 又 は	育児短時間勤務職員

	任期付短時間勤務職員		任期付短時間勤務職員	
<u>第12条第5項</u>	<u>第3項</u>	<u>育児休業条例第16条</u>	(削る)	
第12条第6項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合乗じて得た額とする	第12条第6項	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合乗じて得た額とする
(略)			(略)	
(育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)			(育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)	
第17条 育児短時間勤務をしている職員についての寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「勤務時間条例」とい			第17条 育児短時間勤務をしている職員についての寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号。以下「勤務時間条例」とい	

う。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第3条第1項ただし書、第3条第2項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号	再任用短時間勤務職員 — — — 及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
(略)		

～略～

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての特例)

第18条 前2条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

～略～

(部分休業をすることができない職員)

う。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第3条第1項ただし書、第3条第2項ただし書、第4条第2項及び第12条第1項第1号	定年 前任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
(略)		

～略～

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての特例)

第18条 前3条の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

～略～

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) ～略～	第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) ～略～
---	---

(第8条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____)第24条第5項の規定に基づき同法第4条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。 ～略～ (初任給及び昇給の基準等) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 職員が1の職務の級から他の職務の級	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)第24条第5項の規定に基づき同法第4条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。 ～略～ (初任給及び昇給の基準等) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 職員が1の職務の級から他の職務の級

に移った場合の号給は、異動前にその者が受けていた号給を基準として任命権者が決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6・7 (略)

(加える)

8～10 (略)

11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(加える)

(短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」とい

に移った場合の号給は、異動前に当該職員が受けていた号給を基準として任命権者が決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6・7 (略)

8 前項の規定に関わらず、年齢60歳に達した日以後に在職する職員に関する第5項の規定の昇給は、同項に規定する期間の全部を特に良好な成績又は極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～11 (略)

(削る)

12 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は

う。)及び寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

～略～

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下

「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下

「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車及び任命権者が特に承認したその他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

～略～

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて

「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び第3項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車及び任命権者が特に承認したその他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 (略)

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～コ (略)

(3) (略)

4～7 (略)

～略～

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間について第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じた額とする。

(1)・(2) (略)

3 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、

2 (略)

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 _____

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～コ (略)

(3) (略)

4～7 (略)

～略～

(時間外勤務手当)

第12条 (略)

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間について第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じた額とする。

(1)・(2) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、

その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第3条第2項の規定により規則で定める1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の時間を超えてした勤務の時間（前項本文に規定する時間に限る。）とを合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項（第3項の規定により

その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第3条第2項の規定により規則で定める1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前三任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の時間を超えてした勤務の時間（前項本文に規定する時間に限る。）とを合計した時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項

読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条の規定する勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から同項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第4項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 (略)

～略～

(期末手当)

第17条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条の規定する勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定による勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第2項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から同項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第4項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 (略)

～略～

(期末手当)

第17条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する
前項の規定の適用については、同項中
「100分の120」とあるのは「100分の
67.5」とする。

4～6 (略)

7 町長が必要と認める場合は、第2項
の規定による期末手当の額を増額する
ことができる。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当す
る者には、前条第1項の規定にかかわら
ず、当該各号の基準日に係る期末手当
(第4号に掲げる者にあつては、その支
給を一時差し止めた期末手当)は、支給
しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する
支給日の前日までの間に地方公務員
法第29条の規定による懲戒免職の処
分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する
支給日の前日までの間に地方公務員
法第28条第4項の規定により失職した
職員

(3)・(4) (略)

第17条の3 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日
(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6
か月以内の期間におけるその者の勤
務成績に応じて、それぞれ基準日の属
する月の規則で定める日に支給する。
これらの基準日前1か月以内に退職し、
又は死亡した職員(規則で定める職員を
除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、
任命権者が規則で定める基準に従つて
定める割合を乗じて得た額とする。こ
の場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する
前項の規定の適用については、同項中
「100分の120」とあるのは「100分の
67.5」とする。

4～6 (略)

7 町長が必要と認める場合には、第2項
の規定による期末手当の額を増額する
ことができる。

第17条の2 次の各号のいずれかに該当す
る者には、前条第1項の規定にかかわら
ず、当該各号の基準日に係る期末手当
(第4号に掲げる者にあつては、その支
給を一時差し止めた期末手当)は、支給
しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する
支給日の前日までの間に _____
法第29条の規定による懲戒免職の処
分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する
支給日の前日までの間に _____
法第28条第4項の規定により失職した
職員

(3)・(4) (略)

第17条の3 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日
(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれ
ぞれ在職する職員に対し、基準日以前6
か月以内の期間における当該職員の勤
務成績に応じて、それぞれ基準日の属
する月の規則で定める日に支給する。
これらの基準日前1か月以内に退職し、
又は死亡した職員(規則で定める職員を
除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、
任命権者が規則で定める基準に従つて
定める割合を乗じて得た額とする。こ
の場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次

給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り前各項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

7・8 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

1～18 (略)

(加える)

給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り前各項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

7・8 (略)

～略～

(制定附則)

附 則

1～18 (略)

19 職員の給料月額は、当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項から第4項まで及び同条第6項から第8項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて得た額、50円以上100円未満

の端数を生じたときはこれを100円に切り上げて得た額)とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 寒川町職員の定年等に関する条例(昭和59年寒川町条例第22号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 寒川町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて得た額、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げて得た額)(以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。))には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当

する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

～略～

別表第1(第4条関係)

(略)									
再任用職員以外 の職員	(略)								
再任用職員		14 9, 10 0	18 5, 80 0	21 3, 40 0	24 0, 50 0	25 7, 60 0	27 7, 80 0	29 3, 20 0	31 9, 10 0

別表第2(第4条関係)

(略)

～略～

別表第1(第4条関係)

(略)									
定年前再任用 短時間勤務職員 以外 の職員	(略)								
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 14 9, 10 0	円 18 5, 80 0	円 2 1 3 4 0 0	円 24 0, 50 0	円 25 7, 60 0	円 2 7 7 8 0 0	円 29 3, 20 0	円 31 9, 10 0

別表第2(第4条関係)

(略)						
定年前再						

再任用職員以外の職員						
再任用職員		149 、10 0	185 、80 0	213 、40 0	240 、50 0	257 、60 0
～略～						

任用短時間勤務職員以外の職員						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料 月額 額	基準 給料 月額 額	基準 給料 月額 額	基準 給料 月額 額	基準 給料 月額 額
		円 149 、10 0	円 185 、80 0	円 213 、40 0	円 240 、50 0	円 257 、60 0
～略～						

(第9条関係)寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第30条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第9条第3項から第7項までの規定の例による。この場合において、同条第3項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を	～略～ (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償) 第30条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第9条第3項から第7項までの規定の例による。この場合において、同条第3項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を

減じた額)」とあるのは、「寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)第18条第2項又は第3項に規定する会計年度任用職員にあっては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)」と、同条第4項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」とする。

～略～

減じた額)」とあるのは、「寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)第18条第2項又は第3項に規定する会計年度任用職員にあっては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)」と、同条第4項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」とする。

～略～

(改正附則)

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(勤務延長に関する経過措置)</u> <u>第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の寒川町職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の寒川町職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があ</u>

ると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第4項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6

条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項

の規定により採用することをいう。
次項第6号において同じ。)をされた
ことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者
は、次に掲げる者のうち、特定年齢到
達年度の末日までの間にある者であっ
て、当該者を採用しようとする常時勤
務を要する職に係る新条例定年に達し
ている者を、従前の勤務実績その他の
規則で定める情報に基づく選考によ
り、1年を超えない範囲内で任期を定
め、当該常時勤務を要する職に採用す
ることができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の
規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1
項又は第2項の規定により勤務した後
退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の
規定により採用された者のうち、令
和3年改正法による改正後の地方公務
員法(以下「新地方公務員法」とい
う。)第22条の4第3項に規定する任期
が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第
1項の規定により採用された者のう
ち、新地方公務員法第22条の5第3項
において準用する新地方公務員法第
22条の4第3項に規定する任期が満了
したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退
職した者(前各号に掲げる者を除
く。)であって、当該退職の日の翌日
から起算して5年を経過する日までの
間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退
職した者(前各号に掲げる者を除
く。)であって、当該退職の日の翌日
から起算して5年を経過する日までの
間に、暫定再任用をされたことがあ
る者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようと

する常時勤務を要する職に係る新条例
定年に達している者を、従前の勤務実
績その他の規則で定める情報に基づく
選考により、1年を超えない範囲内で任
期を定め、当該常時勤務を要する職に
採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項か
ら第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22
条の4第4項の規定にかかわらず、附則
第3条第1項各号に掲げる者のうち、特
定年齢到達年度の末日までの間にある
者であって、当該者を採用しようとする
短時間勤務の職(新定年条例第12条に
規定する短時間勤務の職をいう。以下
同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短
時間勤務の職を占める職員が、常時勤
務を要する職でその職務が当該短時間
勤務の職と同種の職を占めているもの
とした場合における旧条例定年(施行日
以後に新たに設置された短時間勤務の
職及び施行日以後に組織の変更等によ
り名称が変更された短時間勤務の職に
あつては、当該職が施行日の前日に設
置されていたものとした場合におい
て、当該職を占める職員が、常時勤務
を要する職でその職務が当該職と同種
の職を占めているものとしたときにお
ける旧条例定年に準じた当該職に係る
年齢)をいう。次条第1項において同
じ。)に達している者を、従前の勤務実
績その他の規則で定める情報に基づく
選考により、1年を超えない範囲内で任
期を定め、当該短時間勤務の職に採用
することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者
は、新地方公務員法第22条の4第4項の
規定にかかわらず、附則第3条第2項各
号に掲げる者のうち、特定年齢到達年
度の末日までの間にある者であつて、
当該者を採用しようとする短時間勤務

の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則

で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合にお

いて、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の

3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員(附則第3条又は附則第4条の規定により採用された職員をいう。)
には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、寒川町職員の定年等に関する条例(昭和59年寒川町条例第22号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員(附則第5条又は第6条の規定により採用された職員をいう。)
は、第6条の規定による改正後の寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)
第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)
を行う職員に対する寒川町一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年寒川町条例第4号)第2

条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第8条による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第19項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第6項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒川町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。))をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律第14条(第17条において準用する場合を含む。))の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た

数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒川町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 7 新給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 新給与条例第5条第2項から第11項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(その他の経過措置の規則への委任)

第16条 附則第2条から前条までに定める
もののほか、この条例の施行に関し必
要な経過措置は、規則で定める。